

船橋市職員の道路交通法違反に対する懲戒処分等に関する基準

(平成25年5月31日)

職員の道路交通法違反に対する処分は、以下を基準として判断する。

1. 飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）

- ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において措置義務違反をした職員は、免職又は停職とする。
- イ 人に傷害を負わせた職員は、減給又は戒告とする。この場合において措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。

2. 交通法規違反

著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。

3. 処分量定の加重、又は減免

処分の具体的な量定の決定に当たっては、

- ア 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか。
- イ 故意又は過失の度合いはどの程度であったか。
- ウ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか。
- エ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか。
- オ 過去に非違行為を行っているか。

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮のうえ判断するものとする。個別の事案の内容によっては、上記に掲げる量定以外とすることもあり得るところである。